

静岡県立科学技術高等学校同窓会

設 立 総 会

日 時 平成20年 10月 11日（土） 15:30 ～

会 場 「静岡県立科学技術高等学校 体育館」

静岡市葵区長沼 500番地—1

Tel（代表） 054-267—1100

懇 親 会

日 時 平成20年10月11日（土） 18:00 ～

会 場 ホテル アソシア静岡ターミナル

（JR静岡駅 北口）

Tel 054—254—4141

会 費 ￥5,000—（受付に納めて下さい）

是非、ご参加ください

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 設立準備委員会 準備委員長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事
 - 1号議案
静岡県立科学技術高等学校同窓会会則の制定について
 - 2号議案
同上 支部規約準則の制定について
 - 3号議案
 - (1)役員選出について
 - ・ 会長 1名
 - ・ 会計監査 2名
 - (2)新会長あいさつ
 - 4号議案
20年度の事業計画について
 - 5号議案
20年度の予算(案)について
- 6 科学技術高校 校歌披露
- 7 閉会のことば

1号議案

静岡県立科学技術高等学校同窓会会則（案）

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県立科学技術高等学校同窓会という。

第2条 本会の本部は静岡県立科学技術高等学校内におき、各地域、各職場ごとに支部をおくことができる。

第3条 本会は会員相互の親睦と協力をはかり、母校の後援とその発展を支援し、進んで社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1、通常会員 静岡県立科学技術高等学校および旧静岡県立静岡工業学校、旧静岡県立静岡工業高等学校、旧静岡県立清水工業高等学校を卒業した者。
- 2、特別会員 母校の現職員および旧職員。
- 3、賛助会員 本会の主旨に賛同し、協力する者。

第3章 役 員

第5条 本会には次の役員をおく。

- 1、会 長 1名 本会を代表し、会務を統轄する
- 2、副会長 若干名 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する
- 3、常任理事 若干名 重要事項を審議、立案し、会務を執行する。
- 4、理 事 若干名 重要事項を審議する。
- 5、支部長 支部を代表し、支部を運営する。
- 6、事務局長 1名 事務局を統括し、会務および会計の事務的処理をする。
- 7、会計監査 2名 本会の会計を監査する。

第6条 本会の役員の選任は次の通りとする。

- 1、会 長 総会において選出する。
- 2、副会長 会員の中から会長が委嘱する。
- 3、常任理事 理事および支部長の中から会長が委嘱する。
- 4、理 事 会員の中から会長が委嘱する。
- 5、支部長 支部ごとに選出し、会長が委嘱する。
- 6、事務局長 会員の中から会長が委嘱する。
- 7、会計監査 総会において選出する。なお、会計監査は他の役員を兼務できない。

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補充により就任した役員の任期は前任者の残務期間とする。役員は任期満了後も後任者の就任するまで、その職務を行う。

2号議案

静岡県立科学技術高等学校同窓会支部規約準則（案）

第1条 本会の支部を結成する場合には、この準則に従い結成するものとし、地域または職域の別を明らかにする。

第2条 支部の会員は会則第4条の会員によって構成し、前条の地域または職域に属する会員はその支部に加入し、本会の目的に協力する。

第3条 地域または職域支部を結成した時は、本会会則に準じ支部規約を定め、支部に相応した運営をはかる。

第4条 支部には次の役員をおくものとする。

- 1、支部長 1名 支部を代表し、支部を統轄する。
- 2、副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長が事故あるときは代理する。
- 3、理 事 若干名 支部の重要事項を審議し、執行にあたる。
- 4、会 計 1名 会計を担当する。
- 5、会計監査 2名 支部の会計を監査する。

第5条 支部役員の選任は次の通りとする。

- 1、支部長 支部総会において選出する。
- 2、副支部長 会員の中から支部長が委嘱する。
- 3、理 事 会員の中から支部長が委嘱する。
- 4、会 計 会員の中から支部長が委嘱する。
- 5、会計監査 支部総会において選出する。なお、会計監査は他の役員を兼任できない。

第6条 支部は選任した役員について、速やかに本部に報告すると共に支部長は会長の委嘱を受ける。

第7条 支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残務期間とする。

第8条 支部は毎年1回定期総会を開くものとする。その際本部より会長または代理者の出席を求めるものとする。

第9条 支部は所属会員名簿を作成し、1部を本部に提出すると共に、原本は支部長が保管する。

第10条 支部はその維持運営に要する経費は支部会員の負担による。

第11条 支部経費の支出は支部長が掌握し、会計関係の記録および関係書類を整備し、支部長が保管する。

第12条 支部は毎年3月末日をもって決算報告を行い、会計監査ならびに支部総会の承認を得たうえ本部に報告する。

第13条 支部規約は支部総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第14条 支部規約改定または役員の変更が生じた場合、その都度本部に報告する。

付則

1、この準則は平成20年10月11日より施行する。

平成20年10月11日本準則制定

第8章 支 部

第23条 支部を結成するときは、事前に会長の承認を得るとともに別に定める支部規約準則にもとづき、結成後は速やかに支部名、支部規約および支部会員名簿を会長に届けるものとする。

第24条 支部を解散したときは、速やかにその旨会長に届けるものとする。

第9章 その他

第25条 本部に事務局を置き、事務局長の他、必要な都度、会長が委嘱した常任理事をもって構成し、会務および会計の事務処理を行い、事務局長がこれを統括する。

第26条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

付 則

1、この会則は平成20年10月11日より施行する。ただし、第20条入会金および終身会費の規定については平成21年4月より入会する者から適用する。

2、第7条 役員任期について、平成20年10月11日本会結成総会において選出された役員および総会后会長から委嘱された役員については平成22年度総会までの期間とする。

平成20年10月11日本会則制定

2号議案

静岡県立科学技術高等学校同窓会支部規約準則（案）

第1条 本会の支部を結成する場合には、この準則に従い結成するものとし、地域または職域の別を明らかにする。

第2条 支部の会員は会則第4条の会員によって構成し、前条の地域または職域に属する会員はその支部に加入し、本会の目的に協力する。

第3条 地域または職域支部を結成した時は、本会会則に準じ支部規約を定め、支部に相応した運営をはかる。

第4条 支部には次の役員をおくものとする。

- 1、支部長 1名 支部を代表し、支部を統轄する。
- 2、副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長が事故あるときは代理する。
- 3、理 事 若干名 支部の重要事項を審議し、執行にあたる。
- 4、会 計 1名 会計を担当する。
- 5、会計監査 2名 支部の会計を監査する。

第5条 支部役員の選任は次の通りとする。

- 1、支部長 支部総会において選出する。
- 2、副支部長 会員の中から支部長が委嘱する。
- 3、理 事 会員の中から支部長が委嘱する。
- 4、会 計 会員の中から支部長が委嘱する。
- 5、会計監査 支部総会において選出する。なお、会計監査は他の役員を兼任できない。

第6条 支部は選任した役員について、速やかに本部に報告すると共に支部長は会長の委嘱を受ける。

第7条 支部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残務期間とする。

第8条 支部は毎年1回定期総会を開くものとする。その際本部より会長または代理者の出席を求めるものとする。

第9条 支部は所属会員名簿を作成し、1部を本部に提出すると共に、原本は支部長が保管する。

第10条 支部はその維持運営に要する経費は支部会員の負担による。

第11条 支部経費の支出は支部長が掌握し、会計関係の記録および関係書類を整備し、支部長が保管する。

第12条 支部は毎年3月末日をもって決算報告を行い、会計監査ならびに支部総会の承認を得たうえ本部に報告する。

第13条 支部規約は支部総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第14条 支部規約改定または役員の変更が生じた場合、その都度本部に報告する。

付則

1、この準則は平成20年10月11日より施行する。

平成20年10月11日本準則制

3号議案

(1) 役員の選出について

静岡県立科学技術高校同窓会会則 第6条により、
総会において下記の役員を選出する。

会 長 1名

会計監査 2名

* 副会長、常任理事、理事、事務局長は、会長から委嘱する。

* 役員の任期は、会則 第7条および附則2項により、平成22年度の総会までとなる。

(2) 新会長あいさつ

【参考データ】 科学技術高等学校同窓会会員数

旧 静岡工業高校同窓会会員数	25,835 人
旧 清水工業高校同窓会会員数	12,878 人
合 計	38,713 人

平成20年10月1日現在

4号議案

20年度の事業計画について

統合直後のため、新組織の運営に必要な基盤整備を図りながら、母校支援と将来に向けた活動について検討を進める。

1. 組織の基盤整備

運営上必要な内規の整備を行う。

(1) 名簿管理規定

個人情報保護法に基づく、管理、移動処理について定める。

(2) 同窓会賞授与規定

在校生を対象に、顕著な努力によって母校の名誉と昂揚に貢献した者
または成績が優秀で他の模範となる者の表彰について定める。

(3) 感謝状授与規定

母校の先生、職員で永年に亘り勤務され、転退職される方、または本会の
発展に顕著な功績があった方を対象とする表彰につて定める。

(4) 葬祭弔意規定

母校の先生、職員および会員本人に対する弔意について定める。

2. 母校支援の実施

支援資金の贈呈および内規に基づく表彰の実施

3. 啓蒙活動の実施

次の事項を検討し、可能なものから実施する。

(1) ホームページの開設

(2) 在校生に対する啓蒙活動の実施

(3) 校歌の普及について

4. 新卒業生に対する記念品の贈呈

5. 将来に向けた活動の検討

同窓会をとりまく環境の変化、現状の課題を踏まえ、将来に亘って着実に
発展するための方針や具体策の検討を進める。

5号議案

20年度の予算(案)について

<収入の部>

項 目	予算額(千円)	備 考
基本財産	35,000	定期預金として管理
運営資金	10,000	毎年の活動用資金
合 計	45,000	

<支出の部>

項 目	予算額(千円)	備 考
事務費		
事務員費	300	50 * 6ヶ月
通信、交通、雑費	300	事務用消耗品ほか
慶弔費	20	弔電代
備品費	400	電話機、パソコン、プリンター購入
計	1,020	
会合費		
総会費	400	設立総会および懇親会
各種委員会費	80	
計	480	
事業費		
会報発行費	1,200	
組織強化費	100	支部総会、懇親会参加
名簿管理費	50	名簿修正
新会員歓迎費	600	400人 * 1,500-
母校援助費	1,000	
同窓会賞	100	≒ 18人 * 5,000-、雑費
感謝状授与	10	
計	3,060	
予備費	140	
合 計	4,700	

(注) 1. 科目間の流用を認める。

2. 運営資金残高 5,300 (10,000 - 4,700)は、来期に繰越す。

校歌

三 木
林

卓
光

作詞
作曲

- 1 大いなる母 駿河の海よ
わたしたち ここに育って
よろこびの若者を 生きるよ
胸はとどろき 腕はうなり
こころよい 汗も飛び散る
おお科技高^{かぎこう} おお科技高
わたしたちは
未来のかたちを思う
- 2 大いなる父^{はくせつ} 白雪の富士よ
わたしたち ここに学んで
おどろきの若者を 生きるよ
先人^{ひと}の教えは 深くきびしく
まなこひらいて 考えぬく
おお科技高 おお科技高
わたしたちは
未来のかたちをさぐる
- 3 黄金^{きん}の蜜柑よ 緑^{ちやばた}の茶園よ
わたしたち ここに目覚めて
おそれ知る若者を 生きるよ
惑星^{ほし}のめぐり 時空の果て
こころ震え 身をのりだす
おお科技高 おお科技高
わたしたちは
未来のかたちをつくる